

I 日 時 令和8年(2026年)1月29日(木) 午後1時30分～3時30分

II 場 所 市役所 601 会議室

III 出席者 委員9人（別紙名簿のとおり）
事務局 3人

IV 概 要

事務局（課長）	<p>定刻となりましたので、只今から、第2回おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の委員会の出席委員は9名でございます。また、本日の傍聴者はございません。</p> <p>なお、本日の会議録は、小田原市行政情報センター及びホームページにおいて公開されますので、ご了承ください。次に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>（資料一覧により確認）</p> <p>本日、卓上配布している資料は、委員名簿、配布資料の一覧、資料2（差し替え）、困難女性新法の追加資料でございます。</p> <p>全体で、不足等がございましたら、恐れいりますが、挙手にてお知らせいただきたいと存じます。</p> <p>（ 委員 配付資料確認 過不足等なし）</p>
事務局（課長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の進行につきましては、委員会規則第5条第1項の規定により、上野委員長にお願いさせていただきます。</p>
上野委員長	<p>議題に入る前に、第1回の会議の際にご欠席だった伊澤委員と、井上委員が 本日はご出席いただいておりますので、それぞれ、一言ずつご挨拶をいただければと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、伊澤委員よろしくお願いたします。</p>
伊澤委員	<p>伊澤秀一と申します。所属団体は、小田原市民生委員児童委員協議会です。12月1日に改選がありまして、常務理事になりました。本協議会は、市内の連合自治会単位26地区にある協議会で構成しており、私はその一つの久野地区の協議会の代表を務めております。よろしくお願いいたします。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、続きまして、井上委員よろしくお願いたします。</p>

<p>井上委員</p>	<p>こんにちは。小田原市校長会より参りました。東富水小学校長の井上智子と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>上野委員長</p>	<p>ありがとうございます。 それではそのほかの委員の皆さんも、所属とお名前だけ自己紹介をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。 (各委員 事務局 自己紹介)</p>
<p>上野委員長</p>	<p>それでは、議事に入りたいと思います。 本日は、プランの内容について協議する前段階としての資料について、事務局より説明をいただきます。皆様も事前にご覧になっておられるとは思いますが、説明を聞いた上で、できる限りこの場で皆様からのご意見やご質問などをお伺いしたいと思えます。この分析が、次期プランに大きな影響をもたらしますので、詳しく見てまいりたいと思います。 それでは、議題(1)「第3次おだわら男女共同参画プランに関する事業評価」について、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (副課長)</p>	<p>それでは、説明いたします。 資料1は、第3次おだわら男女共同参画プランに関する事業評価について、各所管課に評価をしてもらったものを一覧にしたものです。現行の「第3次おだわら男女共同参画プラン」の計画期間中、各取組がプランの施策に対して、どのような効果をもたらしたか「A(十分に達成できた)」、「B(改善の余地はあるが、概ね達成できた)」、「C(効果はあまりなかった)」として、3段階で各所管課に評価をもらった上で、「現状達成状況」、「課題」、「今後の方向性」を回答してもらいました。 「今後の方向性」については、「1(さらに拡充する)」、「2(今後も同水準で継続する)」、「3(中止を含め検討する)」の3種類の中から選択してもらった上で、取組によっては、具体的な方向性も記述してもらいました。 所管課評価については、ほとんどの取組が「A」または「B」であり、「C」の「効果はあまりなかった」の取組は1つでした。 「A」と評価された取組は全体の約53%、「B」と評価された取組は約45%、「C」と評価された取組は1%となっています。なお、残りの1%は、No.73の犯罪被害者等への支援については、令和7年4月に1日に小田原市犯罪被害者支援条例を施行し、相談支援を開始したため、新規に追加された項目のため、今回は評価なしとなっているものです。 今後の方向性については、2の今後も同水準で継続するが86%、1のさらに拡充するは13%、3の中止を含め検討するが1%となっております。 内容を具体的に少し見えますと、例えば、資料1のP15ページから17ページ、黄色の冊子のP43～P47の「基本方針V あらゆる暴力根絶と被害者への支援(配偶者等からの暴力防止及び被害者保護等に関する法律における市町村計画)」の「施策名</p>

1 あらゆる暴力根絶のための啓発」～「施策名2 DV 被害者への支援」の分野については、すべて「A（十分に達成できた）」と評価されており、今後の方向性については、「2（今後も同水準で継続する）」とされています。このことから、現状においても、いわゆるDV問題に的確に対応できており、今後もこの水準を維持していくことが示されています。

黄色の冊子のP21 資料1のP1の「基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革 施策の方向1 「男女共同参画社会実現に向けた意識啓発・普及」のうち、「施策名1 あらゆる場面における男女共同参画意識の啓発」については、ほとんどの取組が「B（改善の余地はあるが、概ね達成できた）」と評価されています。

「今後の方向性」を見てみますと、多くは、「1（さらに拡充する）」とされています。これまで、4月の若年層の性暴力被害予防月間に大学へ学生向けパンフレットの配布や11月の女性に対する暴力をなくす運動期間には、小田原短期大学文化祭におけるワークショップを実施するなど、啓発事業を進めてきた。今後、男女共同参画の意識啓発イベントは時代と市民のニーズに対応するため、テーマの多様化を図り、開催方法などを研究しながら継続していく予定です。

また、おだわら男女共同参画推進サポーターを含む市民団体などに、さらなる連携を働きかけることが示されており、啓発事業の充実が図られるものと考えられます。

黄色の冊子のP26 資料1のP8の「基本方針Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の促進」の施策方向2「地域における男女共同参画の促進」については、「自治会長に占める女性の割合」は変化がありませんでしたが、自治会長だけでなく、副会長、会計の三役に視野を広げますと、令和7年度では、女性の割合が12.4%となっており、自治会の運営で重要なことを決定する場には、女性も参画していると推察されます。

「今後の方向性」を見てみますと、「2（今後も同水準で継続する）」とされており、今後、地域での女性の参画へのさらなる取組が必要であると考えられます。

黄色の冊子のP34 資料1 P8「基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進」の施策方向1働く場における女性の活躍推進施策名（1）市内事業所における女性活躍の推進では、No.43 市内事業所に置けるネットワーク構築への支援については、所管課評価はB、今後の方向性が3の中止を含め検討するとなっております。これは、政策調整課が、若者や女性などが集い交流し、新たなまちづくりにつなげることを目的とした公民連携、若者・女性活躍の拠点として、おだわらイノベーションラボを活用していましたが、今年度末でおだわらイノベーションラボが閉鎖されることから3の中止を含め、検討となっているものです。

黄色の冊子のP34 資料1 P9の「基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進」の施策方向1の（2）の市役所における女性活躍の推進は、すべてA（十分に達成できた）」と評価されており、今後の方向性については、「2（今後も同水準で継続する）」とされています。このことから、現状においても、的確に対応できていると言えます。次期プランでは、今回の各所管課による事業評価の結果も考慮しながら、策定していく予定です。

次に黄色の冊子P39 資料1のP12 基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づく

	<p>り施策方向1 多様な人々への理解促進と支援施策名 (1) 高齢者・障がい者・ひとり親家庭等への支援では、様々な方への理解促進や女性の生涯を通じた健康保持増進への取組を行い、所管課の評価はAまたはB、今後の方向性は1のさらに拡大するもしくは2の今後も同水準で継続するとなっており、今後も継続して取り組んでいくものと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局からの説明に関しまして、まずご質問などありましたら、お願いいたします。</p>
西岡委員	<p>【P8-43番について】</p> <p>おだわらイノベーションラボが廃止になるとのこと。女性活躍推進に向けて、市内事業所のネットワーク構築や、ロールモデルを作っていくという活動は重要であると考えます。また、おだわらイノベーションラボは起業家支援という役割もあるのではないかと考えていますが、ジェンダーギャップ解消に向けて、女性の起業家が少ないということは課題だと思っています。その支援を担っていたおだわらイノベーションラボがなくなってしまうので、何か別の施策を考えているのか、わかっている範囲で構わないので、教えていただければと思います。</p>
事務局 (副課長)	<p>現在、おだわらイノベーションラボの所管は政策調整課ですが、今までラボを活用しながら、当課と政策調整課で連携し、小田原Lエール企業を中心に、女性活躍推進に関わる事業を行ってまいりました。今年度で、おだわらイノベーションラボという場はなくなりますが、女性活躍推進に係る施策は、引き続き当課が行っていきます。</p>
山本委員	<p>【P9-55番について】</p> <p>女性の起業に関する支援ということでは、小田原箱根商工会議所で起業スクールをやっており、11年となりました。いつも40名の定員以上の応募があります。その3割くらいが女性であり、女性の起業意欲が非常に高い、という実感があります。</p> <p>また、神奈川県の実業支援の拠点として、Hamee株式会社本社の1階にある「ARUYO」がコワーキングスペースの提供と、県の起業推進の拠点として設置されています。そこは、引き続き県の指導の下、小田原市が八三財団に運営を委託し、取り組みを進めていくと思います。</p> <p>また、小田原箱根商工会議所では、女性活躍にも積極的に取り組んでおり、11月に役員改選がありましたが、4人の副会頭のうちひとりが女性となりました。女性の副会頭は久しぶりのことで、小田原箱根商工会議所では2人目ということになりました。女性の目線で女性活躍推進についていろいろやっていければと思っているということでございます。</p>

<p>上野委員長</p>	<p>事業の詳細をありがとうございました。 全体的に、どこでもご質問いただいてもよいかと思ひます。何かお気づきの点や、ここをもっと聞きたいなど、また、ご自身に関連している分野などありましたら、ご発言いただき、議論を深めていっていただひてよりかと思ひます。いかがでしょうか。</p>
<p>太田委員</p>	<p>【P6-33番について】 この項目では、評価がCとなっています。 先日、自治会の方々の集まりに行かせていただきました。そこでは、各地域のトップの方の会合ということもありまして、会場が高齢男性ばかりで、女性は1割にも満たない、また、50代以下の方も2割いっしやるかどうかという状況でした。その会合では、「担い手不足」という言葉が何度も出てきておりました。しかし、先ほどの事務局の説明でも、役員への女性の参画率が12%程度と、徐々に参画されてきたということですので、副会長や会計など、女性の役員の方同士の交流会なども有益なのではないかと思ひます。その方々は、地域の実態をよく理解されておられると思ひますので、副会長レベルの交流会があるとよいと思ひます。私自身も所属団体の副代表で、実質的に、他団体との交流などにも参加しております。 また、各自治会の予算などについても、書類を作るだけではなく、しっかりと意見を反映できる環境を作ることが大切だと思ひます。そのためには、そういった人を育てるということも必要になってくると思ひます。</p> <p>【P9-50番について】 評価は良好です。しかし、民間企業では、グレーゾーンの案件についても開示していますので、「ハラスメントがない」ということを良しとせず、グレー案件についても見える化していくこともためらわずにやっていってほしいと思ひます。行政という立場では難しいという部分もあるかと思ひますが、ハラスメントについては「まったくない」といってしまうより、「グレーゾーンの案件はある」とする方が、むしろ好印象なのではないかと思ひます。</p>
<p>上野委員長</p>	<p>ありがとうございました。 自治会の話題でしたが、ご自身がかかわりがある方はいっしやいますか。</p>
<p>伊澤委員</p>	<p>太田委員のお話していた会合には、私も参加しておりました。様々な団体の方が参加していました。確かにおっしやる通り、単位自治会長さんも男性が多いです。私の所属する民生委員では、26名中女性はちょうど50%の13名いっしやいます。改選前は、女性が60%でした。状況はその地区の事情で変わってきます。私の地区ですと、18名中男性が4名です。民生委員は女性が受けやすく、自治会は受けにくいということがあつたのではないのでしょうか。実際にやってみたら、そんなことはないと思うのですが、自治会は男性がやるものという固定的な意識が働いているのではないかと思ひます。 振興地域においては、だいぶ変わつてきています。公民館の委員などには女性も参画</p>

	<p>していますし、新しい手法で事業を進めておられます。しかし、そういった地域でも自治会は敬遠されがちです。ただ自治会となるとやっぱり遠慮されます。自治会の仕事をもっとわかりやすくする必要があるのかなと思います。自治会役員の選考委員をやったの意見です。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございました。</p>
西岡委員	<p>自分の地域を見てみても、自治体に男性が多いという状況があると思います。先日、箱根町で「男女共同参画における防災セミナー」という講座が開催され、参加したのですが、「防災の観点で自治会はとても重要なポジションである」「何か起きたときには、自治会が避難所でのリーダーシップをとり、指揮していかななくてはならない」「そこで男性だけがリーダーシップをとってしまうと、生理の問題や子育ての課題などに目が行き届きにくい」「だからこそ、男女半々であることが重要である」というお話を聞きました。本当そうだなと思いました。</p> <p>先ほどから出ている評価がCであるということですが、自治会のイメージに、女性が参加しにくいものがあるとしたら、例えばですが、会長は男女一人ずつにしましょうなど、防災の観点からの必要性に訴えながら、形を変えていくということが必要なのではないかと思います。そうすれば、女性自身もやってみようと思う人も出てくるのではないかと思います。意識だけにとどまらない形で、施策を打っていくようなことができるよいいのではないかと思います。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございます。男性の立場からいかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>女性の経営者も大分増えてきているので、委員会などにも積極的に参加して下さる方も増えています。会議所としては、女性の経営者のところの取組を、他社にアピールするなど、啓発することはできるかと思っています。</p>
谷副委員長	<p>やはり評価がCというのは目立ちますが、資料には、課題として「任意団体であることから、各地区の実情に応じて」と書いてありますので、外から「こうしてください」というのは通用しない部分もあるのかなと思いこんでいました。でも、今、お話を聞いていると、何かアプローチできる具体的な施策があるのではないかと思います。だとしたら、前向きに何かやらなければと考え、それについて議論してみるのもよいのではないかと思います。前回のプランの策定検討委員会委員だった時も、同じ話題になり、「地区の事情があるのだから」ということで終わっていたのですが、少しずつ時代も変わっているのではないかという感じがしています。</p>
伊澤委員	<p>副会長なら受けるとおっしゃる方も多く、結局、自治会長は現職の方が、継続せざるをえなくなってしまうという実情もあります。ですから、会長職の業務内容も少し見直しをして、分散するなど、検討していかなければならないのではないかと思います。</p>

	<p>昔からの地元の人で固めてしまうというケースもあり、他の人が入りにくいということも聞きます。そういったことも改善していかないといけないと思います。そういった改善をしていかないと、なかなか引き受けてもらえないのではないのでしょうか。</p> <p>ただ、地元のご年配の方は、今まで地域に貢献してきているので、そういったことのバランスもあります。</p>
太田委員	<p>ある例ですが、自治会長を数年務めた人がいました。ある日、また依頼があったのですが、それはその人の妻あての依頼でした。しかし、夫は妻が自治会長になることを止めました。夫の「女性は前には出るべきではない」という考えがあり、そのことにより、妻はその役割が担える力があるにもかかわらず、機会を与えられませんでした。こういったことから、意識改革がとても大事だと思います。</p> <p>また、地域でのお金の使い方について地域任せでいいのだろうかということは考えています。</p>
上野委員長	<p>事例をご報告いただきました。</p> <p>本多委員いかがでしょうか。</p>
本多委員	<p>自治会に関してですが、今は、まだ働いておりますので依頼があってもお断りしておりますが、地域の先輩方から、自治会役員についてたびたびお誘いを受けます。妻に依頼をしてもらえたらいいのに、と思うこともありますが、依頼はされません。ここには、「男性がやらないとまもらないのではないか」という先入観、アンコンシヤスバイアスがあるのではないのでしょうか。</p> <p>以前に、私がPTA会長をやった時に、なぜPTA活動の経験のない私が会長になるのかと聞いたところ、「男性でなければ取まらない」と言われたことがありました。自治会長についても、男性がやればうまく回るのではないかという先入観だと思います。</p> <p>女性が地域で活動しても大丈夫なように、男性も自立しなければなりません。また、女性が活動の場を与えられ、正しく評価されてこそ、本当に力が出せるのだと思います。先入観で場を与えられないという状況があると思います。</p>
西岡委員	<p>私も子どもの保育園で、歴代男性が会長だったのですが、「そう決まっているのはおかしいのでは？」と問題提起をして、私が会長をやったということがあります。言えば変わるということもあると思いますが、言う人がいないということもあります。ですから、ぜひ、小田原市から少し強制力を持って仕組みを変えていくというのが良いのではないかと思います。</p>
西岡委員	<p>【P 6—29～32 番について】</p> <p>市役所における女性参画の拡大のために、クロスメンタリングやキャリア形成の支援をしているということが、とてもいいなと思いました。昇任希望率が上がっていると</p>

	<p>いうことはすばらしいと思います。このことは、女性の気持ちの部分を整ったということだと思いますので、次に、その女性たちを引き上げる立場の人のバイアスを変えていく、しっかり引き上げる体制ができているかということに着手する時期なのではないかと思います。</p>
西岡委員	<p>【P10-61 番について】</p> <p>男性の育児休業取得率も大幅に上がっていることも、素晴らしいと思います。ここにプラスアルファをするのであればという観点ですが、佐賀県の例では、男性が育児休業を取ることを当たり前とし、むしろ育児休業を取得しない時に申請書するという仕組みにしているそうです。仕組みを大きく変えていくということができるとと思いますので、ご提案させていただきます。</p> <p>また、育児休業は短くとってもあまり意味がないと、私は考えていますので、今、男性も女性もどのくらい育児休業を取得しているのかという実態把握から始められると良いのではないかなというふうに感じました。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本当に多岐にわたっていますので、難しいかもしれませんが、他にいかがですか。</p>
井上委員	<p>先ほどの自治会長の件ですが、自分もいろいろな学校に赴任しましたが、自治会長さんに男性が多いのはそのとおりだと思います。</p> <p>ただ、いろいろな相談をすると、妻から地域の声や実態などを聞いてきて来てくれるということがあり、意識は随分と変わったのかなと思います。しかし、実際に女性が自治会長になればもっと変わるとは思いますが、まだまだ、少し時間がかかるのかなという印象です。</p> <p>先ほど、防災の話がありましたが、女性の役員の方が現場で動いてくださっています。ただ、まだまだ意識の固定概念は存在すると思います。</p>
太田委員	<p>【P3-20 番について】</p> <p>昨年、小田原市主催の性教育のテーマの講座*に出席しました。講師は二宮の方でした。参加してみると、参加者は少なく男性の姿も見られませんでした。参加者は、市外の方や、男女共同参画の活動をしている方、現職の議員などでした。もしかすると、小田原市の中で性教育に対して、まだタブー視する風潮があるのかもしれないと思いました。性教育に対しては、まずは、教師をはじめ、大人が学ぶべきであると思います。子どもたちの中で、SNS などを通じて間違った情報が回り、事態が深刻化する場合もあると思いますので、大人が気づいて行かなければなりません。ですから、このことは力を入れてやった方が良いと思います。所管についても、男女共同参画の所管課も絡むべきではないかと思います。</p> <p>(※令和7年度 家庭教育講演会「ゼロから始めるおうち性教育 ～何でも話せる親子関係を作ろう～」、令和7年 11月30日(日)開催、対象・定員 小・中学生の保護者、一般の方)</p>

井上委員	性教育については、教科書等で確実に学習する内容が教育指導要領で定められています。ただ、いわゆる SNS など、最新の情報かというところが難しいところがあります。今、アプリなどがどんどん進化していっているのに、追いついていません。しかし、保護者の方々は性教育について興味があり、PTA の成人教育活動などで取り上げております。しかし、やはり一部の方しか参加されないというのは、事実です。本当にしっかりとやっていかなくてはならないと感じています。
上野委員長	保健給食課が担当なのですね。
事務局（課長）	この資料にあるものは、あくまでも教育の一環として、中学校の生徒を対象にしています。ただし、希望があれば保護者も受講できるようになっています。大人だけを対象にということになると、当課でやっているセミナーなどになります。
菊池委員	今のお話から、中学生の全生徒に実施しているという認識でよろしいですか。
事務局（課長）	全中学校 11 校の 2 年生などに行っています。
菊池委員	全学校の全 2 年生などに実施ということで、所管評価も A であり素晴らしいと思います。全 11 校に実施が達成できましたので、次回からの成果目標は、実施した上でどう変わったのかとか、内容が時代にきちんと合っているか、また、子どもたちのニーズに合っているか、態度が改善できたかななどの成果目標にされると、今後よりよい内容で実施できるのではないかと思います。
谷副委員長	この項目について、今後の方向性や記述欄のところを見てみると、「内容の精査や講師の選定、開催方法を検討し、事業の充実を図る」ということで、今後、今までの内容と少し変わる可能性があるというような含みを持たせています。 ただ、やはり「性教育検討会」の構成メンバーが変わらなければ、内容についてもおおむね同じになってしまうのではないかと思います。
事務局（課長）	性教育検討会では、専門の方に内容等も検討していただいております。時代に即した課題についても盛り込んでいただけるものと思っています。
菊池委員	【P 9 - 50 番について】 先ほども、お話がありましたが、ハラスメントがないということがよいことではなく、些細なことでも言いやすい環境があることが大切という太田委員の意見に大変同意いたします。 この外部の窓口を設置ということについては、周知はどうだったか、時間はどうだったか、相談の方法は電話か対面かというようなことは、相談状況に大きく影響しま

	<p>すので、教えていただきたいと思います。例えば、そもそも相談窓口があっても知らなかったり、相談受け付け時間が、市役所の職員が勤務している時間であったり相談員が同じ市内で暮らした場合、外部の人であってもやっぱり相談しにくいというようなことがあると思います。成果目標も、今は立てられておりませんが、その相談窓口がそもそも周知や受け付け時間、方法が適切だったかを検討すべきではないかと思えます。</p>
上野委員長	<p>今のご質問に対してわかる範囲で構いませんので、いかがでしょうか。</p>
事務局 (副課長)	<p>詳細については今すぐにはわかりかねますが、職員が相談を希望する場合、コンプライアンス推進課の職員ではない、外部の方に直接申し込むこともできます。また、コンプライアンス推進課を通して申し込むこともできます。相談方法は、対面と電話相談の両方があったかと思えます。時間については、勤務時間内だけではなくて、時間外も選択ができたかと思えますが、再度確認し後日報告いたします。</p>
菊池委員	<p>ありがとうございます。匿名でご相談できるとよいと思いました。</p> <p>【P15-88~89について】</p> <p>ここでは、評価はAとなっており、課題の方では、「若年層に対する有効な啓発の方策が見つからない」と結論付けております。しかし、今後の方向性では2の同水準で継続となっております。そして、今後の方向性の記述となりますと「見直しを図って啓発も拡大していく」となっておりますので、回答にねじれが出ております。今後のご意思もきちんと明確に書いていただいておりますので、こちらの今後の方向性は1の「さらに拡充する」なのではないでしょうか。</p>
事務局 (課長)	<p>4月には若年層向けのキャンペーンを実施したり、小田原短期大学さんの文化祭にブース出店をさせていただいたり、効果はそれなりにあると思っておりますが、それでも、一般的に有効な啓発の手法がなかなか難しいとも思っております。しかし、菊池委員のおっしゃる通り、この評価は整合が取れていない部分も否定できません。自己評価として2を入れたということでした。</p>
太田委員	<p>【P6-34番について】</p> <p>前回の委員会で発言した内容とも重なりますが、企業等で女性の活躍を推進しようとしたときには、何らかのガバナンスが働くのかと思っておりますが、市民活動の中では、まだまだ、常識外の発言などがあり、結果的にそれが<P6-33>の女性の参画が進まないことにも関連しているのではないかと考えています。</p> <p>市民活動について、小田原市は他市自体に比べ盛んな地域だともいわれています。最近では、一般の会議ではグラドルルールを定めたりしますが、自治会や市民活動の中では、そういったことが抜け落ちている場合も往々にしてございます。市民活動を打ち出す小田原市だからこそ、ゆるい形でも、きちんとルールを設けて守りながら誰も</p>

	<p>が安心して活動できるように、行政も関わっていただけたらと思います。</p>
<p>事務局 (副課長)</p>	<p>自治会の所管課は地域政策課なのですが、そもそも任意団体ですので「こうなさい」というようなルールを行政が決めるということはなかなか難しいと思います。ただ、先ほどの避難所運営における課題についてなど、男女両方の視点が必要、それに向けて女性ももう少し参画したほうがいいのではないかと行政からも働きかけをできるものがあるかと思います。</p> <p>今日の会議でのご意見は、所管課に戻してまいります。</p>
<p>西岡委員</p>	<p>今のお話を聞いていて思ったことですが、女性に起こる様々なことを、女性同士で守っていくというようなことは、違うのではないかと思います。よろしくない行動をした男性に対し、男性が注意するというような、そういうムーブメントになるとよいのではないのでしょうか。そうなれば、女性だけで守っていかななくてもよくなるのではないかと思います。</p>
<p>谷副委員長</p>	<p>要は、地域活動での「ハラスメントの防止」への啓発活動ということです。</p> <p>例えば企業の中では、ハラスメントはよくないこと、自身の昇格や雇用そのものにも影響するものということが、かなり浸透してきています。残念ながら、市民活動や自治会活動では、そういう状況にはなくて自分たちの自由になる環境ということがあると思います。まだまだ理解していただけていない部分があるとすると、例えば、企業や行政で配っているようなパンフレットをそのままお渡しするとか、啓発セミナーを実施し、参加していただくとか、そういうこともできるのではないのでしょうか。なかなかそういうことはまだ取り組まれていないのではないのでしょうか。</p> <p>一般的なパンフレットやセミナーでも、十分に学びはあると思います。ハラスメントにありがちなこととして、「良くないことをしているとは思っていない」ということがありますから、それに気づくことなら、そう難しいことではないのではないのでしょうか。</p> <p>伝え方は、今いろいろとノウハウも蓄積されていると思いますので、それをどのように始めたらよいのかということだけではないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (若林女性活躍推進員)</p>	<p>当課では男女共同参画セミナーという事業を実施しています。男女共同参画社会づくりに資するセミナーで、対象者も多様です。例えば、子育て中の方や、働きたい女性や、介護を考える男性などです。こういったセミナーで、地域の活動をする方を対象に、アンコンシャスバイアスやハラスメントについて学ぶセミナーを実施するという事は不可能ではないと思います。</p> <p>また、市では、各課の専門分野に係るメニューを持ち、出前講座を希望する団体等に行っております。実は、先日、ある自治会さんから、「ハラスメント」についての出前講座のオーダーがあり、当課職員が一般的なお話をさせていただきました。</p> <p>地域活動や市民活動、防災のことも、市役所の各課と連携し、実態把握をしながら、取り組んでいくことが必要かと思います。</p>

谷副委員長	何か突破口がある感じもありますので、あきらめずに声を上げ続けることはいいことだと思います。
上野委員長	それでは、たくさんのご意見が出ましたが、いったんここで切らせていただきます。それでは、議題（２）「第３次おだわら男女共同参画プランの成果目標」について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (副課長)	<p>それでは、資料２「第３次おだわら男女共同参画プラン成果目標の達成状況」をご覧ください。</p> <p>第３次おだわら男女共同参画プランでは、施策の達成状況を可視化するため、各基本方針ごとの成果目標として現状値と目標値を掲載しております。資料２では、現計画策定時の現状値と目標値、令和７年度調査の現状値を掲載しております。</p> <p>「第３次おだわら男女共同参画プラン」に関する部分では、基本方針Ⅰ、項目No.1の「社会全体において男女の地位は「平等」と思う人の割合」、No.2の「男女共同参画社会」という用語の周知度、No.3の「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度、基本方針Ⅱ項目No.1「審議会等への女性の参画率」、No.3の「小田原 L エール認定企業の管理職に占める女性の割合」、小田原 L エール認定企業数、基本方針ⅤのNo.1「配偶者や恋人など親しい間柄における次のような行為を暴力と認識する人の割合」のR7年度現状値は、令和３年度よりいずれも良い傾向の結果となっており、さまざまな啓発活動等の成果が出ていると考えられます。しかしながら、現行プランの目標値は達成できていませんので、引き続き、男女共同参画社会を実現するための啓発活動や環境整備等に取り組んでまいります。特に、審議会等への女性の参画は、男女共同参画社会実現への第一歩となりますので、今後も積極的に推進する必要があります。</p> <p>「小田原市特定事業主行動計画」に関する部分では、基本方針Ⅱ、項目 No.2「小田原市の女性職員の主査級から係長級への女性職員の昇任希望率の令和７年度現状値は、令和３年度の現状値より微増ですが、副課長から課長級への承認希望率は微減となっています。</p> <p>いずれにしても、目標値には達成しませんでしたので、女性登用に対する更なる取り組みが必要と考えられます。</p> <p>一方で、基本方針Ⅲの小田原市男性職員の「配偶者出産休暇取得率」「育児参加のための休暇取得率」「育児休業取得率」は大きく増加し、現行プランの目標値を達成しました。しかし、基本方針Ⅲ、項目 No.3の「職員の年次休暇取得率」は上昇しているものの、目標を達成できていませんでしたので、さらなる取組が必要と考えられます。</p> <p>その他の基本方針ⅡNo.4の「自治会長に占める女性の割合」は変化がありませんでしたが、先ほどもご説明いたしました、自治会長だけでなく、副会長、会計の三役に視野を広げると、令和７年度では、女性の割合が12.4%となっており、自治会の運営で重要なことを決定する場には、女性の参画が増加していると言えます。</p>

	<p>今後、自治会役員における固定観念の払拭等さらなる女性の参画を推進する必要があると言えます。</p> <p>その他、の当課以外の項目についても令和7年度の現状値は令和3年度の現状値より比較的良い傾向の結果が多いですが、現行のプランの目標値を達成できていない項目は、今後も所管課と連携し、目標値が達成できるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、次期プランに掲載する成果目標は、どのような項目にするか、また、目標値をどの程度とするか等、具体的な内容については、今後、事務局で成果目標（案）を作成いたしますので、本日は、事務局（案）を作成するために、委員の皆様から成果目標についてご意見を伺いたいと思います。</p> <p>本日いただきましたご意見をもとに、第3回の委員会の際には事務局案をご提案させていただきます、再度ご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問、それから次のプランを策定するためのご意見をいただけたらと思います。</p>
西岡委員	<p>基本方針2の2「小田原市の女性職員の昇任希望率」ですが、先ほどもお伝えした通り、希望率が上がっているのはすばらしいことだなと考えています。</p> <p>一方で、最近では、どこの企業でも男性の昇任希望率が下がっているということがあります。ですから、男性の昇任希望率も出してみるとよいと思います。先ほども申し上げましたが、女性の気持ちの問題にしないということが、ジェンダーギャップの解消にはとても重要なことです。小田原Lエールの管理職に占める女性の割合と同じように、小田原市の女性管理職比率を目標値としていただけると、より実態が分かると思いますので、次期プランにはぜひ、入れていただきたいと思います。</p> <p>また、基本方針3の2「小田原市男性職員の育児休暇の取得率」についてですが、ここもぜひ育児休業の取得日数も入れていただけると、より改善されると思いますので、ご提案させていただきます。</p>
上野委員長	<p>それは、他にご意見、ご質問もないようですので、次に、</p> <p>議題（3）「令和6年度男女共同参画市民意識調査結果の分析」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（若林女性活躍推進員）	<p>それでは、令和6年度に実施いたしました「小田原市男女共同参画市民意識調査」の結果につきまして、前回概要をお伝えしておりますが、他市等との比較などを含めまして、もう少し詳しく分析をいたしましたので、ご説明いたします。</p> <p>資料3と、報告書の本書をご覧ください。</p> <p>意識調査の概要につきましては、本書の1ページでございますので、そちらをご覧ください。</p> <p>資料では、本市の前回（令和元年度）、前々回（平成25年度）との比較、また、国や</p>

県、他市との比較をお示しいたしました。他市等については、本市の調査実施に近い時期に調査を実施している横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、茅ヶ崎市、大和市の結果を参考としました。

設問は、各市により違いますので本市が実施したすべての設問に、今回参考にしたすべての市をお示ししているわけではありませんので、ご了承ください。

また、選択肢の文言等も、各市により様々ですので、なるべく同じ意味というところで参照しておりますのでご理解いただければと存じます。

それでは、内容に入ります。自由記載を除いて問は全部で 31 問ありますが、一つ一つの説明は割愛させていただき、主だったところのみ説明をさせていただきます。

まず、資料 3 の 1 ページ、【問 1 男女共同参画に関する言葉の認知度】や、5 ページの【問 6 固定的性別役割分担意識】については、前回（令和元年度調査）に比べ、意識の向上が見られています。ただ、まだ認知度が 50%に満たない項目もあるので、啓発展示やセミナーなどで、テーマとして取り上げるなど、言葉だけでなく内容も併せて理解を深めていただけるような活動を続けていく必要があります。

次に、7 ページと、報告書の 18 ページから 26 ページを合わせてご覧ください。

【問 9 家庭の仕事の分担について】では、現実と理想の乖離が未だ大きくありますが、現実だけを見ても、「地域活動」を除く「家事」「育児」「介護」において「夫婦半々」と回答した割合が増加しています。しかし、報告書の 18 ページ～26 ページの性別の回答にあるように、実際に、だれがその仕事を担っているかということを見てみると、男女の認識に差があることが分かります。横浜市では、意識調査で男女別に聞いていますが、夫婦半々で担っていると感じている女性は、男性より少なくなっています。現実と理想の乖離を埋めていくこと、また、性別による認識の違いを埋めていくために、男女それぞれの課題に応じた啓発等を行っていくことが必要と考えます。

次に【問 12 女性が職業を持つことについて】ですが、本市では、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方が良い」という考えの割合が、10 年前の前々回（H25）は 39.9%でしたが、今回の調査では 60.2%という結果でした。

これは、今回比較している中では、県、茅ヶ崎市、大和市よりも高いものとなっています。

11 ページの【問 13 】をご覧ください。

【問 12】では、仕事を続ける方が良いという意見が多いことが分かりましたが、実際、女性が結婚、出産を経て働き続けるためには、様々な課題があることも分かります。こういった結果を、小田原Lエール企業を中心に情報発信し、職場の理解を深めたり、個人への意識啓発などの取組を続けて行っていく必要があると考えています。

13 ページの【問 16 小田原市パートナーシップ登録制度】は、令和 7 年度から、本市を含む近隣の 2 市 8 町と広域連携協定を結び、現在は名称を「小田原市パートナーシップ宣誓制度」となっています。制度の認知度は「知っている」と「聞いたことはあるが内容は知らない」をあわせると、「知らない」と比べ、半々であることが分かりました。内容についても周知を図れるよう、広域で連携していく必要があると考え

	<p>ます。</p> <p>16 ページ以降の「女性に対する暴力」についてですが、</p> <p>【問 20】の暴力と認識される行為については、各項目徐々に認知度が上がってきており、他市等と比較しても同程度と言えます。</p> <p>本市では、11 月の女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に、理解を深めるための啓発展示や、イベント出店など力を入れて取り組んでおりますので、継続していきたいと思えます。</p> <p>ただ、18 ページの【問 22】を見てみると、被害を受けた経験者のうち、相談をした割合は、28.3%にとどまり、前回（令和元年度）から変化が見られておりません。相模原市と比較してみると実際に、相談した割合は 34.0%と 5.7 ポイント本市が低くなっています。相談窓口があること、とにかく被害を受けたら専門機関へ相談をすることについて、周知を強化する必要があると考えます。</p> <p>相談しなかった理由としては、19 ページの【問 24】をご覧ください。</p> <p>次に 23 ページをご覧ください。【問 29】は、困難な問題を抱える女性についての質問です。令和 6 年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、国及び地方自治体は、支援に必要な施策に取り組むことが義務付けられました。この問題に対しての認知度は、まだまだ高くなく、今回のプランにも、その計画をどう盛り込んでいくかということを深く議論しなくてはならないと思っていますので、よろしくをお願いします。</p> <p>全体的には、国や、県、他市等と比べ、特に小田原特有の結果というものは見受けられず、男女共同参画社会の実現に向けての課題は共通であるのではないかと考えております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
<p>上野委員長</p>	<p>これも、内容が非常に多岐にわたっておりますが、質問やご意見などあればよろしくをお願いします。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>この他市との比較資料ですが、俯瞰で見ることでもありますのでとても素晴らしいと思います。自分の自治体だけの数字ではなく、国県、他市ということで、その施策だけではなく、独特の価値観や文化などがよく見えてくる資料となっていると思いました。</p> <p>もちろん全国共通の課題だという部分もあるとは思いますが、例えば、19 ページ【問 24 相談しなかった理由】の中で、小田原市の方はすごく我慢強いというのが数字に出ているのではないかと思います。「自分さえ我慢すれば…」や、「自分にも悪いことがある…」という割合は、他市や国に比べ高いので、土地柄、文化というようなことが見受けられるのかもしれませんが。それにより、啓発の手段が変わってくると思いますので、有益な資料をだと感じました。</p>
<p>西岡委員</p>	<p>菊池委員に質問ですが、DV の問題は、とても根深く、改善していくべき問題だと思っ</p>

	<p>ているのですが、「相談しなかった」「できなかった」という点において、なかなか難しい事情もあると思うのですが、相談窓口の認知を広げていけるとお考えになりますか。</p>
菊池委員	<p>県の方でも周知をしていこうという動きがあります。加害者からの追跡を防ぐ、女性支援は被害者の安全を守るといったことがありますので、今までは秘匿としていました。しかし、相談につながるためには、やはり、相談窓口があることを知らなければ、相談にたどりつけないわけです。ですから、今の傾向としては、相談窓口について広く知らせていくということがとても大事とされています。また、もう一つ大事なことは、「相談してもよい」「助けあってよい」という意識改革が必要です。このふたつの方向から取り組む必要があります。</p>
太田委員	<p>13 ページ【問 15】「セクシュアル・マイノリティの認知度」、【問 16】「小田原市パートナーシップ制度」についてです。</p> <p>近隣の市町村に比べ、認知度において高い数値が出ています。小田原市長がこの取組についての発言をされていらっしゃるのをよく聞きますので、やはりトップが発信していることが数字に反映されていると思います。</p> <p>様々な課題解決のための施策について、これだけの分析をした上で次期プランを検討しているとしっかり示し、小田原市が男女共同参画施策をしっかりとやっている自治体だとアピール、発信していくとよいと思いますし、私たち委員もこの委員会を通して、頑張らなければと思いました。</p> <p>その上で、1 ページ【問 1】「言葉の認知度」では、大和市が比較対象として示されています。大和市の図書館は県外からの利用者もいるというほど、非常に充実していると聞いたことがあります。私は、自身の活動として男女共同参画の勉強会をしていますが、図書館や公共施設などの学習スペースに、男女共同参画の資料のコーナーを常設で設けることが必要なのではないかと思います。市の取組を目に見える形でやってほしいと考えます。</p> <p>また、22 ページ【問 27】「ハラスメントについての認知度」ですが、セクハラについて、項目によっては、その理解についてまだ浸透していないということが見取れます。軽い気持ちの言動がどれだけ人を傷つけることなのかということについて理解を深めることが必要であり、その意識改革に向けては、人権問題なのだという意識の定着を図るための学習をすることがとても大切だと思います。</p>
上野委員長	<p>様々なご意見をいただきましたが、さらにお聞きになりたいことや、ご意見などがありましたら、あとで、事務局の方にご連絡をいただきたいと思います。</p> <p>事務局は、あとから出たご意見等について、後日、委員の皆様と共有をお願いします。それでは、議題（4）「体系図についての検討について」、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料 4-1 「第 3 次小田原男女共同参画プラン計画体系」、4-2、「困難な</p>

<p>(副課長)</p>	<p>問題を抱える女性への支援に関する法律」、資料4-3国の「第6次男女共同参画基本計画における取り組むべき事項について」をご覧ください。</p> <p>まず、資料4-1の計画体系は、現在の「第3次おだわら男女共同参画プラン」の計画体系図です。現在の基本方針は、ご覧のようにローマ数字I~Vの5つとしております。いわゆるDV防止法及び、女性活躍推進法における市町村計画は本計画と一体となすものとして位置づけられております。</p> <p>基本方針I「男女共同参画社会実現のための意識改革」は、特に、全ての取組の根幹をなすものとして、一番目に位置付けております。男女共同参画の視点に立ち、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面における男女の意識が深まるように啓発するものです。</p> <p>基本方針II「さまざまな分野における男女共同参画の促進」では、行政や地域社会など、社会のあらゆる分野に女性の意見を反映させるため、市議会や市内業者などの政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、地域における女性の積極的な活躍、リーダー的立場への登用を働きかけるものです。</p> <p>基本方針III「雇用における男女共同参画の推進」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村推進計画と位置付けております。女性活躍推進法は2025（令和7）年度末までの時限立法でしたが、2025年6月の改正により、期間が2036（令和18）年3月31日まで延長されています。引き続き、女性の活躍推進は、市として取り組むべきテーマと考えているため、様々な分野における男女共同参画の推進の一つとして、引き続き取り組んでいくものと考えております。</p> <p>基本方針IV「誰もが生き生きと暮らせる環境づくり」です。性別や年齢等を問わず、社会的支援が必要な方々への理解を深め、援助を必要とする人やそれを支える人の負担を軽減するための支援体制を推進するものです。また、誰もがいつまでも自分らしく活躍できるよう、生涯にわたる健康づくりを促進します</p> <p>基本方針V「あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」は、「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」における市町村基本計画と位置付けております。この中では特に、昨今大きな課題となっている若年層を対象としたあらゆる暴力根絶に向けた意識啓発の強化を図ってまいりました。</p> <p>また、資料4-3は、令和7年8月に国が示した「第6次男女共同参画基本計画」についての資料ですが、その内容を勘案し、次期男女共同参画プランの計画体系を作成したいと考えております。</p> <p>また、資料4-2は、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する」が令和7年6月に施行され、市町村による支援のための基本的な計画の策定が努力義務とされたことから、次期プランの中に市町村計画として位置付けたいと考えております。この後、女性相談支援員から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」についてご説明させていただきます。</p> <p>それでは、女性相談支援員に説明を変えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、女性相談支援員より、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」</p>

(女性相談支援員)

について、ご説明させていただきます。

その前に、先ほどお話に出ておりました、相談窓口の周知について少し補足させていただきます。周知をすることは大切であります、実は「相談に行きにくい」「市役所に相談窓口があるのは知ってるけれど、市役所に行ったら知っている人が働いているから行けない」というような声もあります。都度、工夫して対応していますが、難しい面もありますことを、あわせてお伝えさせていただきます。

それでは説明に戻ります。

本日卓上にお配りしております参考資料1～4と、資料4-2をご覧ください。

「女性相談」ではこれまでもDVやストーカー、人身取引など、女性をとりまく様々な問題、被害の相談を受けてきました。DVやストーカー、人身取引についてはそれぞれ根拠法があり、その根拠法に基づいて一時保護等の支援を実施してきましたが、根拠法が存在しない課題、例えば性暴力被害、予期せぬ妊娠、親子関係にまつわるトラブル（親からの虐待、搾取等）、SNS上でのトラブルから発展した被害等は、支援を実施する場合の根拠法をやむを得ず「売春防止法（第4章）」としてきました。売春防止法4章は「性行又は環境に照らして『売春を行うおそれのある女子に対する補導処分・保護更生の措置』し売春を防止する」ことを目的に昭和31年に施行されて以降、一度も見直されることが無く、女性の人権擁護や福祉の視点が置き去りになってきました。また、大きな社会変革の中で、女性が受ける被害や課題が多様化複雑化し、売春防止法では対応しきれない等、構造的な問題点を抱え見直しが検討されてきました。特にコロナ禍で、単身女性の孤独・孤立を深めたことで自死率が急上昇するなど女性が抱える課題が顕在化し、新法の設立が急がれる中、令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、困難女性支援法）が施行されました。

困難女性支援法は、資料4-2にもありますように、「女性の福祉」「人権の尊重と擁護」「男女平等」を目的・基本理念とし、「国・地方公共団体は困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を有する」と明記しました。更に、国の基本方針を受けて各都道府県は基本計画の策定を義務としています。神奈川県でも「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定し、これまで単独で策定していた、DV防止法の基本計画も女性等支援系計画に内包しました。

先ほどの副課長の説明にもありましたように、市町村は、女性新法における基本計画の策定は努力義務となっておりますが、本市としては、次期プランの中に位置付けたい意向でありますので、新しいプランの体系のどこに位置付けるのが適切で、有効であるかについて、皆様にご議論いただきたいと思います。

また、この女性新法では、「支援調整会議」の実施と「民間団体との協働」が大きな柱となっており、多様化、複合化する問題、課題を女性相談のみで支援を行うのではなく、関係各機関と連携し、スムーズな連携や切れ目のない支援を相談者に提供していくことが求められるようになっております。

また、これは、後ほど、アマヤドリの菊池さんに補足していただければと思いますが、行政だけでは行き届かない訪問、巡回、居場所提供、インターネットを活用した相談

	<p>や情報提供など、アウトリーチについては民間団体の協力を得て実施し、官民連携でよりきめ細やかな支援を行っていくこと、国や県は協働する民間団体に対して支弁や負担などの補助規定が新たに創設されました。</p> <p>説明は以上です。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>まずはこの体系図についてご意見がありましたら、いかがでしょうか。</p>
菊池委員	<p>本日、卓上配布された参考資料の「他課、他機関等の連携」を見ていただきたいです。これは、女性相談がいかにか今まで横断的であるかということがとてもよく現れた資料であると思っています。基本的に行政は、専門分野で深い支援を縦割りですることが多いかと思うのですが、女性相談はそこを、横串で刺しつなぐようにあらゆる課との連携をしているということがよくわかると思います。</p> <p>今回の困難女性の法律における計画も、少し違った軸ではありますが、横断的な福祉支援を確立しなければなりません。ですから、この計画体系図にどのように位置づけるかということは、今後ぜひ、本委員会で深く議論しなければならない、重要なことだと思います。</p>
上野委員長	<p>皆様の専門の領域からほかにご意見はございますか。</p>
本多委員	<p>基本方針Vについての意見です。困難を抱える女性というのは、暴力だけではないと思います。複合的な原因で、相談相手がいない、家族からも遮断されているということもあります。そういうことから言うと、現在の体系図から考えますと、基本計画IV「誰もが生き生きと暮らせる環境づくり」に含むのが近いのではないかと思います。その上で、質問なのですが、先ほどの相談員の説明の中に、人身取引という文言がありました。これは、日本での話なのでしょうか。</p>
事務局 (女性相談支援員)	<p>はい。そうです。</p> <p>人身取引というと外国の方が、パスポート取り上げられて強制的に働かされているというようなイメージがありますが、今は、例えばホストクラブやいわゆる地下アイドルなどにかけたお金の支払いができなくなった若年層が、労働搾取や性的搾取などを伴う犯罪に巻き込まれるなど、深刻な問題として顕在化してきています。</p>
西岡委員	<p>少し違う観点からですが、企業の例で言いますと、その企業のダイバーシティを実現していくということについて大事になってくるのは、やはりトップがしっかりと意思をもって推進するというリーダーシップと言われていています。そして、小田原市という観点で見ますと、小田原市役所の中で、いかにかそこを実現していくかが重要だと私は考えております。そこから市民に広げていくという考え方がいいかなというふうに考えてます。</p> <p>例えば鳥取県は、女性活躍推進のトップランナーというように言われておりますが、そこと似た形をとっていくのもいいのではないかと思います。そこで、体系図のⅡ-</p>

	<p>1－(3)にある「市役所における政策・方針決定過程への女性参画拡大」や、Ⅲ－1－(2)「市役所における女性活躍の推進」などを重点項目としていただけると、結果としては市民にも好影響を及ぼすものではないかと思っています。</p>
上野委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この体系図について、この場で議論を深めることは難しいと思いますし、時間も迫ってきておりますので、追加のご意見は、意見シートのご提出をお願いいたします。そこで出ました皆様のご意見を整理していただいて、次回、協議をさせていただくということになります。</p>
上野委員長	<p>それでは、次の議題に進みます。</p> <p>次に、議題2「今後の予定」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (副課長)	<p>それでは、今後の予定についてご説明いたしますので、参考資料「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会スケジュール(案)」をご覧ください。</p> <p>前回、第1回委員会でもご説明いたしましたが、今年度の委員会は、本日の第2回が最後となります。また、来年度は計3回の開催を予定しております。</p> <p>次回(第3回)の委員会に向けて、事務局では、本日の委員の皆さんのご意見を参考に作成する計画体系図(案)、目次(案)、計画の内容(案)、数値目標(案)を作成します。また、来年5月頃開催予定の小田原市男女共同参画推進協議会でも計画の具体的な内容について委員の意見を聞き、そこででた意見についても皆様にご提示させていただきます。それらも参考にいただき、次回(第3回)の委員会では、事務局で作成する計画体系図(案)や計画内容の(案)等について、委員の皆さんにご意見を伺いたいと存じます。なお、次回(第3回)の委員会については、7月の開催を予定しております。お手元の日程調整表をご活用いただき、お忙しいところ恐縮ですが、2月13日(金)までにご提出をお願いいたします。後日、あらためて委員の皆様の日程調整をさせていただき、ご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
上野委員長	<p>それではスケジュールに沿ってご提出の方をお願いいたします。それでは、議題4「その他」といたしまして何かございますか。</p>
事務局 (副課長)	<p>先ほど委員長からもありましたが本日検討した議題について、さらにご意見やご質問がございましたら、2月13日金曜日をめどに、意見シートを事務局にお送りいただきますよう重ねてお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
事務局(若林女性活躍推進員)	<p>日程調整の関係で、補足させてください。</p> <p>次回は議論することのボリュームを考えまして、2時間半を予定させていただきたい</p>

	と思っていますので、お含みおきいただければと思います。
上野委員長	ありがとうございました。 日程調整につきましては、少し先ではありますが、複数候補を出していただけると調整しやすいと思いますので、よろしくお願いいたします。 様々なご意見ありがとうございました。本日の議題はこれですべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

以上